
茅ヶ崎市
業務継続計画
【感染症編】

令和7年3月
茅ヶ崎市

目次

はじめに	1
第1 基本的事項	2
1 業務継続計画の目的	2
2 業務継続計画の位置付け	2
3 対象とする感染症	3
4 基本方針	3
5 適用範囲	4
第2 被害設定	4
1 職員への影響	4
第3 業務継続計画の区分と業務継続体制のイメージ	5
1 優先的に継続する業務及び縮小・中止する業務	5
2 業務継続体制のイメージ	7
第4 計画の実施体制	8
1 業務継続計画の発動及び解除の決定	8
2 業務継続体制の確保	8
第5 各部局等の業務優先区分一覧（別紙）	

はじめに

令和元年12月に、中華人民共和国武漢市において、新型コロナウイルス感染症の発生が確認された。感染は世界的に拡大し、WHOは、2年1月30日に、『国際的な公衆衛生上の緊急事態』を宣言し、3月11日に新型コロナウイルス感染症はパンデミックと言えると表明した。

新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等」とみなして法の適用がされたが、3年2月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が一部改正され、「新型インフルエンザ等感染症」に新型コロナウイルス感染症が追加された。

本市では、2年1月29日に危機管理対策検討課長会議を開催し、新型コロナウイルスに関する情報共有と今後の対応の協議に取り掛かり、その後、市長を本部長とする「新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、市の対処方針に基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、基本的な感染対策の徹底に努めるとともに、相談業務やワクチンの接種、事業者支援等に努めるなど、保健所が中心となりながら、感染拡大防止に向けた種々の予防措置に取り組んだ。

同年4月7日には、7都府県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定による「緊急事態宣言」が初めて発出され、人流の抑制や小中学校等の臨時休業など、これまでに経験したことのないような状況に直面し、マスクや消毒液が品薄となるなど、未知のウイルスへの不安は高まり、社会生活に及ぼす影響は甚大なものとなった。

茅ヶ崎市保健所管内の新規感染者は、国内で初めて感染者が確認された2年1月から、「5類感染症」とされた5年5月までの間、5万2千人を数え、その間、患者対応やコロナワクチン接種業務の他、日常の業務においても感染症対応を行う必要が生じ、困難を極めた。

感染症等健康危機発生時には、感染拡大防止のための応急対策業務を実施すると同時に、市民生活を維持するために必要な行政サービスを提供しなければならない。

しかしながら、感染症等健康危機の発生により、多くの職員が、自身もしくは家族の罹患等によって出勤できない状況も想定される。

本計画は、再度、新型インフルエンザ等感染症や類似した新たな感染症が流行するような状況下になった場合、優先業務の特定や業務の執行体制並びに継続に必要な資源等についてあらかじめ策定するものであり、本計画の運用を弾力的に行うとともに、必要な体制作りや本計画の見直し等についても、順次行っていく予定である。

第Ⅰ 基本的事項

Ⅰ 業務継続計画の目的

全国のかつ急速的なまん延のおそれがある感染症が発生した際には、職員の感染等による出勤困難者が生じるとともに、感染防止対策をはじめ市民の公衆衛生を守るための業務の拡大や、非常時においても確実に実施しなければならない業務により、業務の量的な負担は増大することが見込まれる。

そのため、「茅ヶ崎市感染症予防計画」等に基づき、平時からの備えやまん延時の対応を進めることとしており、感染症まん延時に市政運営を継続していくため、「茅ヶ崎市業務継続計画【感染症編】」を定めるものである。

Ⅱ 業務継続計画の位置付け

茅ヶ崎市業務継続計画【感染症編】（以下「本計画」という。）は、感染症まん延時において、市民生活が破綻しないよう、本市業務の優先度を定め、限られた職員等の状況においても、本市行政の継続性が確保できるよう計画したものであり、「茅ヶ崎市感染症予防計画」や「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」、「茅ヶ崎市保健所健康危機対処計画【感染症編】」の実行性を確保するものである。

一方、大規模災害が発生した際、市は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うこととなる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えており、「茅ヶ崎市地域防災計画」及び「茅ヶ崎市業務継続計画【震災編】」に基づき、業務を進めることとなる。

表Ⅰ-Ⅰ 本計画と関連する計画

① 茅ヶ崎市感染症予防計画		
内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条第14項に基づく計画であり、感染症予防のための施策の実施に関する事項を示したもの。	
② 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画（令和7年度改定予定）		
内容	新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定に基づく計画であり、新型インフルエンザ等への対策と各段階の対策を示したもの。	
③ 茅ヶ崎市保健所健康危機対処計画（感染症編）（令和6年度策定予定）		
内容	国が示す「地域保健対策の推進に関する基本的な方針」に基づくものであり、感染症による健康危機に備えた計画的な体制整備の手順を示すもの。	
④ 茅ヶ崎市業務継続計画【震災編】		
内容	大規模地震発生時に、継続して行わなければならない通常業務「非常時優先業務」が円滑に執行できるよう、必要な資源の準備や対応方針・手段等をあらかじめ定める計画である。	
本計画との整理	「業務継続計画」として行政機能の維持という共通の目的があるものの、被害状況等が異なるとともに、それを踏まえた対応も相当に異なることから、別に計画を作成するものである。	

3 対象とする感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に定める次の感染症について、本計画の対象とする。

【対象とする感染症】

- 一～五類感染症
- 新型インフルエンザ等感染症
- 指定感染症^{※1}
- 新感染症^{※2}

※1 指定感染症：既知の感染症のうち、一～三類感染症・新型インフルエンザ等感染症に分類されないが同等の措置が必要となった感染症

※2 新感染症：人から人に伝染すると認められ、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から危険性が極めて高い感染症

4 基本方針

感染症のまん延時においては、次の方針に基づいて業務を計画的かつ段階的に縮小することにより、新たに発生する業務や必要な業務を確実に継続して実施する。

- ① 市民の生命、健康及び生活を守るため感染拡大防止策を徹底する
- ② 市民の生命、健康及び生活を守るため新たに発生する業務を実施する
- ③ 市民生活に必要な不可欠な行政サービスを維持・継続する
- ④ 市の業務を継続するために必要な体制を整える

【基本方針より想定される取組例】

- (1) 市民の健康被害の拡大防止のため、新たに発生する感染拡大防止策や市民生活の保持等の業務については、最優先で行うべきものとする。
- (2) 市民の生命と健康を守り、市民生活を維持するために必要不可欠な業務は継続する。
- (3) 感染拡大防止策を徹底するため、通常業務において、不急の業務については、縮小または中止（延期）する。

公共施設においては、利用範囲を縮小または閉鎖し、不特定多数の集まるイベント・集会等の行事を縮小または中止（延期）する。

また、市民、事業者等に対しても、不要不急の外出やイベント・集会等の自粛を呼びかけ、感染拡大防止に努める。

- (4) まん延時には、高齢者・障がい者等の要配慮者に対する配慮に最大限留意する。
- (5) 公共施設において、感染を防止するための措置を講ずる。
- (6) 本計画は、感染症の流行段階や職員の出勤状況等を踏まえ、その流行状況を見極めつつ、弾力的に運用する。

5 適用範囲

本計画の適用範囲は、市が各部局、行政委員会において実施しているすべての業務とする。

第2 被害設定

Ⅰ 職員への影響

流行のピークでは、職員や職員の家族の罹患、濃厚接触者になったこと等による出勤回避・出勤困難者発生率を40%とし、職員の出勤率※は60%とする。

※出勤率：職員自身の罹患又は感染の疑い、所属内でのクラスター（集団）発生のほか、学校・保育施設等の休業や福祉サービスの縮小による家族の世話や療養のための看護、他業務への応援等のため、自職場への出勤が困難になる者等が見込まれる。

表 2-1. 出勤困難者発生率40%以上における業務実態区分のイメージ

応急対策業務(S) 【新たに発生する業務】	感染症発生時に遂行する業務	非常時優先業務
優先して継続する業務(A) 【通常業務】		
縮小する業務(B) 【通常業務】	感染症の状況や職員の出勤状況等により段階的に縮小または中止・延期する業務	
中止・延期する業務(C) 【通常業務】		

第3 業務継続計画の区分と業務継続体制のイメージ

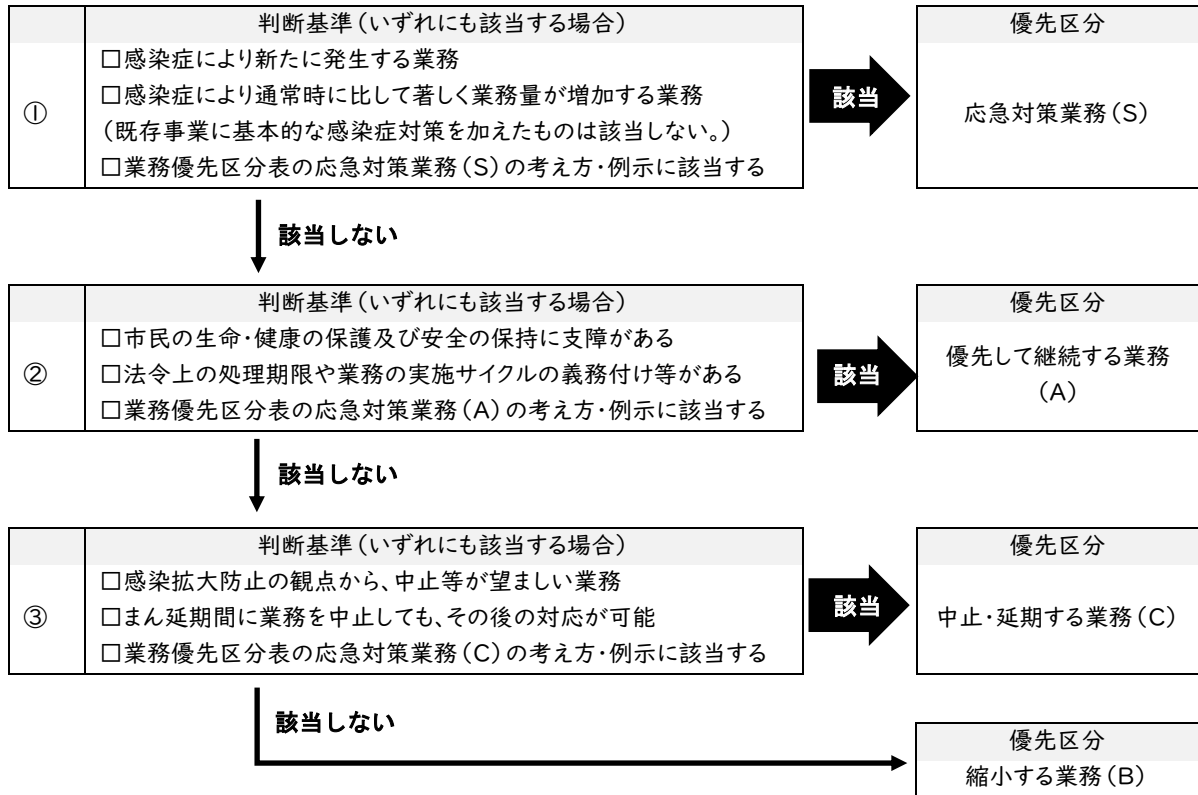
Ⅰ 優先的に継続する業務及び縮小・中止する業務

本計画の基本方針や被害想定を基に、業務区分の考え方を次のとおり整理する。

表 3-1. 業務優先区分

優先区分		内容
高い 優先度 低い	応急対策業務 (S)	感染症の発生により、市民の生命と健康を守るため、最も優先して行われる業務 …(例) …… ● 感染症のまん延防止に係る業務 ● 臨時で実施する経済対策・生活支援に係る業務 ● 感染症に関連した特例的臨時業務 ● (既存事業に基本的な感染症対策を加えたものは、S に該当しません。)
	優先して継続する業務 (A)	市民生活の維持に必要な不可欠な業務、法令等により実施が義務付けられている業務であって、一定期間、縮小・中断することで、市民生活等に重大な影響を与える業務 …(例) …… ● 市民の生命や健康に係る業務 ● 市民生活の維持に係る業務 ● 休止すると法令違反となる業務 等
	縮小する業務 (B)	感染症のまん延による社会・経済の停滞の中で、手法の見直し等により縮小することが可能な業務。 …(例) …… ● 優先的に継続する通常業務及び中止・延期する業務以外の業務 ● 対面業務等を工夫して実施する業務 等
	中止・延期する業務 (C)	行政サービスのうち、中止、または、延期することとしても市民生活に直ちに影響を与える恐れが少ないもの。また、感染拡大防止の観点から、中断が可能な市民が集まるイベント等の業務。 …(例) …… ● 不特定多数の市民が集まるイベント 等

表 3-2. 業務優先区分の判断イメージ



2 業務継続体制のイメージ

感染症は、人から人への感染による人的被害が災害そのものであることから、発生期やまん延時等の感染症の状況に応じた対応を想定し、業務を継続する必要がある。

表 3-3. 感染症発生時の業務継続の時系列イメージ

発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生期	国内まん延期	県内・市内発生期			小康期
					感染拡大期	まん延期	回復期	
職員の出勤率	100%	100%	100%	100%	100～61%	60%	100～61%	100%
応急対策業務(S)								
優先して継続する業務(A)								
縮小業務(B) 中止・延期業務(C)								

表 3-4. 発生段階の区分イメージ

発生段階	状態
未発生期	感染症が発生していない状態
海外発生期	海外で感染症が発生した状態
国内発生期	国内で感染症の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内まん延期	国内のいずれかの都道府県で感染症等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態
県内・市内発生期	県内で感染症の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（国内まん延期のうち、県内で感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期）
小康期	感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

第4 計画の実施体制

Ⅰ 業務継続計画の発動及び解除の決定

(1) 発動体制

本計画は、感染症の感染状況等にあわせて、全庁横断的に取り組む必要がある。

発動及び発動解除の体制については、新型コロナウイルス感染症の対応経験を踏まえ、感染症の性状や感染状況、国等の動向等に応じて、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき設置する新型インフルエンザ等対策本部会議やその他必要に応じて設置する会議体を活用する等、柔軟に対応することとする。

(2) 情報収集と発動対策の実施

感染症が確認された早期段階から、感染症の発生状況等に関する情報収集に努め、職場等での感染防止策や優先して継続する業務及び縮小・中止・延期する業務について再確認するなど、今後のまん延を想定した初動対策に取り組む。

(3) 発動基準

本計画の発動にあたっては、発生状況や予防・応急対策等の検討状況及び職員の出勤状況等を踏まえ、次のいずれかに該当する場合に、市長が決定する。

ア 国内での感染が確認され、さらに県内及び市内における感染状況等を踏まえ、全庁的な対応に移行するため、業務継続計画の発動が必要と判断された場合。

イ 新たに発生する感染拡大防止策や市民生活の維持等の業務を遂行するために、体制を構築する必要があると判断された場合。

ウ 市内のまん延状況や職員の出勤状況等により、通常の体制では業務を継続することに支障をきたすと判断された場合。

エ その他市長が必要と認めた場合。

(4) 業務継続計画発動の解除

感染状況や国等の動向を踏まえ、市長の決定により、計画の発動を解除する。

2 業務継続体制の確保

(1) 人員計画等

まん延のピーク期には、職員の出勤率が60%であり、各部局等の業務優先区分に基づき、縮小及び中止・延期等に対応した場合においても、新たに発生する業務や優先的に継続する業務の実施が困難となることが想定される。

このため、新たに発生する業務や優先して継続する業務に必要な職員が不足した場合には、まずは所管課で対応することとし、業務手法の変更などを検討するが、それでも所管課内で対応が困難な場合には、部局内で流動配置及び兼務等により対応する。さらに部局内でも対応が困難な状況や緊急的な対応が必要な状況が生じた場合には、感染症の発生段階を踏まえ、全庁における業務優先区分を判断した上で、人員配置所管部局主導のもと応援職員の派遣等により適切な人員配置を実施する。また、機会を逸することなく人員体制を整える必要があることから、平時より従事する職員を定め、研修等を行う。

なお、所管課では、所属長等の罹患により業務継続が不可能となることがないように、指揮命令系統の明確化や代決者の確保を図るとともに、担当職員の不在を想定して、担当職員以外の職員も業務を行えるよう、事務処理マニュアルの作成整備や情報共有、優先、注意業務等を整理しておくこととする。

(2) 感染防止策等

感染防止の徹底には、市民及び職員一人ひとりが、家庭や職場において感染の予防や防止に努め、地域において感染症を広げない取り組みを行う必要がある。

このため、市民に感染症に関する情報提供や感染防止策の周知を行い、理解と協力を求めるとともに、個々の職員が自己の健康管理に十分留意し、感染症の対策に対しての自覚をもって、各自で感染リスクを回避するための感染予防対策に努めることで、業務継続体制の確保を図るものとする。

ア 感染防止の周知

市庁舎や市施設内での感染拡大を防止するため、職場や職員個人で感染防止に取り組むとともに、市が本計画を発動した場合は、窓口業務をはじめ、業務の縮小、中止、延期するとともに、来庁自粛を呼び掛け、来庁する場合のマスクの着用等について、市ホームページや広報紙等を通じて市民に広く周知し、理解と協力を求めていく。

イ 所属の取り組み

- (ア) 各所属では、継続業務等を実施するために、担当職員が感染等により勤務できなくなることや、応援職員での対応となることを想定し、業務のマニュアル化を進めておく。
- (イ) 所属長は、所属職員に発熱等の感染症の症状があるまたはその旨の連絡があった場合は、当該職員に医療機関への受診、病気の療養等を求めるとともに、他の職員に基本的な感染対策を徹底させるなど、市民等への感染拡大防止に努める。
- (ウ) 職場や通勤時における感染リスクを低減させるため、在宅勤務、時差出勤等、人との接触を低減する取り組みを積極的に進める。
- (エ) 感染が拡大し、市庁舎等内での感染防止策を徹底する必要性が生じた場合は、可能な限り市民や事業者等の関係者が来庁する機会を減らし、対面にならない方法（郵送、電子申請、電子メール、WEB会議等）で対応する。
- (オ) 窓口等、対面での対応が必要な所属においては、マスクの着用等の措置を行う。
- (カ) 市民及び職員の感染対策のため、所属において必要がある場合には、マスク等の感染症対策物資の備蓄に努める。
- (キ) 人事主管課は、庁内通知等を発出し、具体的な個人の取り組みの促進に努める。

ウ 職員個人の取り組み

職員は、自己の健康管理に十分留意するとともに、感染症の対策に対して自覚を持ち、感染リスクを回避するための感染予防策に努める。

エ 施設の運営等

庁舎内で、来庁者及び職員が感染する可能性を低減するため、可能な限り感染を防止する対策を実施する。また、市民に対し、不要不急での来庁の自粛を呼びかけるとともに、各種申請や相談業務については、電話・郵送・電子申請等を活用し、来庁時のマスクの着用や手洗い、手指

消毒等について周知する。あわせて、発熱者の入室制限や不特定多数が集まる場所を閉鎖する等の措置を講ずる。

指定管理施設などについては、市の方針に基づき施設を閉鎖するよう要請することとし、開館する際には、感染予防・感染拡大防止策の徹底を促す。

(3) 本計画の弾力的な運用

感染症の感染力や毒性等は多様であるため、本計画は、国や県等の対応状況等を踏まえ、弾力的に運用する。

(4) 受託事業者との協議

ア 施設の指定管理者

市が指定管理者へ運営を委託している施設については、業務継続及び施設閉鎖について、市の方針を事前に指定管理者に説明して意思統一を図るとともに、施設における感染予防・感染拡大防止策、職員の安全対策を徹底し、業務継続のための体制と環境の整備に関し協力を要請する。

イ 業務の受託事業者

市は、業務を継続するため、情報システムの管理運用、庁舎管理、警備、清掃業務、消耗品等、必要なサービスや資機材を継続して確保するため、業務継続に必要なサービスや資機材を提供する事業者に対し、事業継続に向けた協力を要請し、必要に応じ、契約内容や履行期限の変更等について協議する。中断する業務については、発注の注意及び延期、既に発注した契約の解除等について協議する。

第5 各部局等の業務優先区分一覧（別紙）
